

〇九年
十二月議会

和歌山市・十二月定例議会は十一月二十五日から開催され、私は十二月三日、本会議で一般質問をしました。質問は、①和歌山市が制定している条例「多量廃棄物排出事業者」に対する「減量計画書」の提出、②和歌山市が今年四月からスタートさせた「環境マネジメントシステム」の内容、③老朽化した和歌山市のスポーツ施設の建てかえ計画と屋外スポーツ広場に「管理棟」の設置問題を取りあげました。①、②は二面に記載しています。

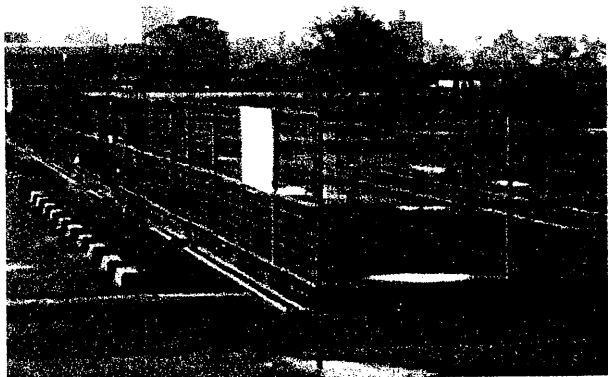
教育長「最優先課題として取り組む」と答弁

和歌山市が管理するスポーツ施設は屋内体育館など7箇所です。中でも老朽化しています。一番古い「松下体育館」は築後40年以上経過し、他の老朽化した施設同様に雨漏れ、耐震化工事等補修されています。

主に体育館などを管理する教育長にたいして「老朽化した施設の立て替え計画を」と要請しました。教育長は「市民の健康志向は強まりスポーツを楽しむ市民は増加している。計画を持ち、最優先課題として取り組む」と答弁をしました。

また、私は屋外スポーツ広場にロッカー、シャワー、トイレなどを備えた「管理棟」の設置を要請しました。管理棟がないため着替えもできず、夏場は汗も流せません。

教育長は「河川敷内への施設設置はできないため、施設設置場所などの問題は残るが、検討をしたい」との答弁をしました。



管理棟のないスポーツ広場（紀ノ川河川敷テニス場）

スポーツ施設の改修計画、管理棟設置を！

「生産緑地制度」適用要件緩和

「生産緑地制度」は八年前、私と党市議団が制度導入を求め、三年前から実施されています。制度利用が広がり適用要件について「幅四メートル以上の公道に接道していること」等、要件緩和の要望がされ、私は九月議会で「要件緩和」を求め、市は「検討する」と、答弁をいたしました。十二月議会で北野均市議の質問に「四メートル未満の公が管理する道も含め接道要件を緩和する」と答弁しました。

「生産緑地制度」は都市計画法に基づき、「市街化区域指定」された農地は市街化を図るため農地を宅地並み課税を課し、市街化調整区域固定資産税に比べ数十倍にもなっています。制度適用となれば市街化調整区域並み課税（反当たり・三千円程度）となり、農業の継続、農地保全を促す制度です。



日本共産党市議会議員 渡辺忠広

渡辺忠広 生活相談所

何でもご相談ください。

毎週火曜日（一四時～、十八時三〇分）

電話・四八〇一五四七七

住所・和歌山市土入二四一の五

顧問には弁護士・税理士・行政書士、

社会保険労務士が控えています。

日本共産党和歌山市議会議員

渡辺忠広ニュース

2009年12月 No. 21

自宅 和歌山市木ノ本71-54

電話 073-452-5732

Mail watanabe@naxnet.or.jp

市議団・電話 073-435-1113

個別事業者との協議等、三項目を答弁

昨年九月議会で和歌山市は一般ゴミの分別・リサイクル事業を進めるため、一般家庭「ゴミ」については「分別収集」を実施するなどの対策を発表していますが、事業系廃棄物にたいしては「市条例に定められた『減量計画書』の提出の必要性について認識が不足していた」「減量計画書」の位置づけを再度確認し、事業者を指導する」と、答弁をしていました。

私は「昨年九月議会答弁の進捗状況」を質し、一般「ゴミ」に占める事業系廃棄物の減量施策として、市が把握している一三六事業所に対して「減量計画書提出」施策を示すよう答弁を求めました。

和歌山市は、①事業者向け減量化パンフレットを作成する。②事業所個別に協議を行う。③和歌山市の一般廃棄物の実情を知ってもらい、減量計画書提出に結びつきたい、と答弁をしました。

昨年、共産党市議団が視察した長野市では、事業者任せではなく、行政が主体となって排出事業所を訪問し、事業系一般廃棄物減量のため「減量計画書」提出の必要性を説き、九〇・五％の事業所が提出している実例を示し実現を要請してきました。

和歌山市が「取り組む」とする三つの施策はまだ一歩踏み出したに過ぎませんが、事業系一般廃棄物の減量のため、分別回収の方向を示しました。

今後とも、和歌山市の「ゴミ減量施策は全国の中核市の中でも最悪の実態を改善しなければなりません。

事業所の「減量計画書」提出に一歩踏み出す

市環境マネジメントシステムの進め方に「L A S I E」方式を提案

和歌山市は八年前から進めてきた「ISO14001」を、今年三月末で委託料経費削減を図るため認証を返上し、今年四月から新たに市独自に「環境マネジメントシステム」を実行しています。この事業計画は市長を本部長とした「トップダウン」方式となっています。

私は、東京都八王子市など多くの地方自治体で取り組んでいる「L A S I E」方式を提案しました。その方法は市民と行政と一緒に「行政のあるべき姿」を検討し、市民から「ゴミ減量施策」を提案し、一緒に実行しようとするもので、市民参加による実行をめざしています。

市職員一人一人の「ゴミ分別・減量施策を「チェック方式」で日常業務での実行を求めています。例えば『マイ箸』の活用「持ち込んだ「ゴミは持ち帰る」「ファイルは背表紙を貼り替えて使用する」等、八項目が職員全員の日常業務で「チェック方式」で確認するミニパンフレットを常に携帯し、チェックできるような方式となっています。

行政、市民、事業者が一体となって「焼却「ゴミ」を減量するため分別とリサイクルを推進し、焼却による「ゴミ削減運動をすすめることは社会全体の要請でもあります。

一般家庭、事業所、行政を問わず「ゴミの分別・回収・リサイクル推進のため力を発揮したい、と思います。



ゴミは分別で